

# 意見書(案)

## 新たな財政構造改革について

平成23年4月13日

とくしま未来創造プラン推進委員会  
財政構造改革小委員会

# 新たな財政構造改革についての意見（案）

## I 「財政構造改革基本方針」策定時（平成19年度）の状況

徳島県は、自主財源の割合が低く、国依存型の財政構造にある。このため、平成16年度の「三位一体改革」に名を借りた、地方交付税等の大幅な削減は、県財政に甚大な影響を与えた。県に交付される「地方交付税等」は、平成16年度から19年度までの4年間で900億円を超える減額となり、県は厳しい財政運営を強いられることとなった。

また、平成14年度までの「国の経済対策」に呼応し発行した「県債の償還」が、19年度にはピークを迎えつつあった。この県債は、元利償還金の相当部分が、地方交付税に算入される前提での発行であったが、地方交付税は総額において減額をされており、実質的にこの償還財源は確保をされていない。

このため、県財政は平成20年度以降の「財政収支の見通し」において、中期的に財源不足額が拡大し、この不足を補う財政調整基金についても枯渇寸前となる厳しい見込みとなった。

こうした状況の下、県から当小委員会に対し、今後の財政運営に対する意見が求められ、当小委員会は、各種の分析や検討を行った結果、財政構造改革の取組みの一層の強化やスピードアップを積極的に推進すべきであるとの「意見書」を提出した。

これを踏まえ、県は、平成20年度から22年度までの3年間を改革期間とする「財政構造改革基本方針」を19年9月に策定した。

## II 「財政構造改革基本方針」によるこれまでの成果

県は、「県民サービスの水準」を確保しつつ、「持続可能な財政構造への転換」を図るため、創意工夫を凝らしながら、最大限の努力を重ねてきた。

具体的には、

- ・ 地方税財政制度の充実や、経済対策など国の予算の制度設計に、地方の知恵と発想を反映させる「徳島発の政策提言」の実施
- ・ 県有施設の命名権を企業などに売却する「ネーミングライツ」をはじめとした歳入確保対策
- ・ 計画を上回る職員数の削減をはじめとする「義務的経費」にまで踏み込んだ「聖域を設けない」大幅な歳出の削減・重点化
- ・ 「財源ありき」の従来型の手法から脱却した、21世紀型の予算スタイルである「とくしま“トクトク”事業」の積極的な展開
- ・ 高等学校の耐震化において、従来の改築に代えて耐震補強とリニューアルを同時に行う「大規模耐震改修」の導入をはじめとする「既存ストックの有効活用」
- ・ 県債の新規発行の抑制や、「依頼格付け」において「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との評価である「AA（ダブルA）」を取得し、客観的に本県財政の「今後の健全性」を示すことによって、約6億2千万円の総利払い額の縮減につなげた「全国型市場公募債」の導入

などの取組みがあげられる。

この結果、県では、改革期間である平成20年度から22年度までの3年間で、目標である605億円を上回る625億円の「収支不足額を解消」し、財政調整基金の取崩額は、改革期間中において減少を続け、平成22年度末の「財政調整基金残高」は105億円を確保した。

また、「県債残高」は、平成 18 年度末をピークとして減少へと転じさせ、「公債費」についても、20 年度をピークに 3 年連続で縮減を行い、いずれも、目標を 1 年前倒しで達成するなど、「持続可能な財政構造の実現」に向け、一定の道筋を見出せたものと評価できる。

### Ⅲ 「財政構造改革基本方針」策定後の県財政を取り巻く環境の変化

県は、平成 20 年 9 月のリーマン・ショック以降、未曾有の経済危機に直面する中、「百年に一度のピンチ」を「将来への礎を築いていくチャンス」へとつなげるため、「切れ目のない経済・雇用対策」と「徳島ならではの成長戦略の展開」に、予算の重点化を図るとともに、スピード感を持った補正予算編成に努めてきた。

この結果、平成 23 年度当初予算においては、これまで減少を続けてきた「県税収入」が、4 年ぶりに増加に転じ、県内経済に「回復の兆し」が見え始めるなど、その成果が着実に表れてきている。

しかしながら、「百年に一度の経済危機」による、これまでの間の「県税収入の大幅な落ち込み」や、医療や福祉などの「扶助費の増加」など、平成 19 年の「財政構造改革基本方針」策定時の想定を大きく上回る「財政悪化要因」によって、県は依然として厳しい財政運営が続いている。

### Ⅳ 財政構造改革に向けた「新たな方針」の必要性

このような状況を踏まえ、県においては、さらなる財政構造改革を推進するため、現行の「財政構造改革基本方針」に代わる「新たな方針」の策定を行うという考えから、当小委員会に対し意見を求めたところである。

当小委員会は、県の平成 23 年度以降の「財政中期展望」や、現在の財政状況に関する各種の分析、他県の取組状況などについて審議を行った結果、次のような取組みを行う必要があると考える。

## V 「新たな財政構造改革基本方針」策定に当たっての主な項目

公債費が適切な水準に引き下げられるまでは、中期的視野に立って、「新たな財政構造改革基本方針」を策定し、その中に「改革の方向性」や「具体的方策」を盛り込み、これに沿って改革を具体化すべきである。

については、「新たな方針」に、以下の項目を盛り込み、さらに踏み込んだ財政構造改革を推進する必要があると考える。

### 1 地方の自主財源の充実・強化について

財政の健全化に向け徹底した取組みを行っている県財政が、依然として厳しい状況にあるのは、必要とされる「自主財源」の総額が確保されていないためである。

県としては、自主的・自立的な財政運営が可能となるよう、「地方の自主財源」の増額や、財政力の弱い自治体に対する「地方交付税」の重点配分など、地方税財政制度の充実・強化について、引き続き、国に対し意見を述べ、また積極的に提言を行うべきである。

### 2 新たな財政構造改革について

現在の厳しい財政運営の原因が、現行の「地方財政制度」に起因するとしても、県が、当面の厳しい財政状況を乗り切るためには、国の制度変更に期待をするだけでなく、以下の点に留意し、財政健全化に向けた取組みをさらに進める必要がある。

#### (1) 総括的事項

##### ① 公債費負担の軽減

徳島県が、他の都道府県と比較し、厳しい財政運営を強いられている最大の要因は、公債費負担の水準が高いことによる。

当分の間、平成14年度までの「国の経済対策」に呼応し発行した「県債の償還」による負担が重くのしかかるが、これまでの投資を有効活用しながら、引き続き「公債費負担の軽減」に努めることにより、財政健全化への道筋を確かなものとする必要がある。

## ② 財政の健全性

徳島県は、類似団体の中でも極めて厳しい財政状況にある。平成22年度の「実質公債費比率」は20.7%となっており、「公債費負担適正化計画」においては、28年度までに18%未満に抑制する目標が示されている。

このように、「実質公債費比率」の改善には、相当な期間を要するが、国の動向が不透明な中、制度変更など急激な外的要因の変化に耐えられるよう、長期的視野に立って、類似団体の中でも「中位の健全性」を確保すべく努めるべきである。

## ③ 財政調整基金残高の確保

将来にわたり安定的な財政運営を行えるよう、歳入に見合った歳出規模への転換を図り、「財政調整基金の残高」を、少なくとも「現在の水準」で維持すべきである。

## (2) 歳出改革

### ① 人件費

当分の間、これまでの取組み以上の「聖域を設けない」厳しい改革を進めるに当たっては、「職員定数」をはじめとする総人件費においても、できる限り工夫をしながら、引き続き抑制に努める必要がある。

### ② 扶助費

「扶助費」は、義務的経費であるものの、本県財政を大きく圧迫する要因となっている現状を踏まえ、適切な制度の運用や執行がなされているのか、改めてチェックを行うとともに、必要に応じ、「制度改正」について国へ提言を行うべきである。

### ③ 公債費

- ・ 「公債費」は、これまで適切に抑制がなされてきたが、今後においても公債費負担の見通しを把握し、類似団体の水準にできるだけ早期に近付くよう「県債発行の抑制」に取り組むべきである。
- ・ 公債費負担の軽減により、「財政の弾力性」を取り戻し、公債費以外に充てる「財源の確保」に努めるべきである。

### ④ 投資的経費

- ・ 「投資的経費」においては、これまで事業量を確保するための工夫を凝らしながら、県負担の圧縮に努めているが、公債費の抑制を図る観点から、「事業費の適切な水準」について、検討すべきである。
- ・ 補助事業や県単事業について、本県経済の活性化に向け、「地元発注」を確保する工夫を行っているが、加えて「国直轄事業」についても、地元発注の機会が増えるよう、国に対し、これまで以上に意見を述べるなど、さらに取組みを加速すべきである。
- ・ 投資的経費の規模が抑制される状況にあって、施設の「ライフサイクルコストの最小化」を図るためには、県予算を、「投資的経費」と「維持補修費」にどう配分するのが最も効果的であるのか、検討を行うべきである。
- ・ 大規模事業は、「投資に見合う効果」を十分検証した上で、より効果的な事業から着手をするとともに、規模縮小やコスト縮減、進捗調整についても再検討をすべきである。

### ⑤ 予算の重点化・効率化

- ・ あらゆる事務事業について、これまで徹底した見直しを行ってきたものと考えているが、公債費負担が重くのしかかる徳島県においては、「他県と同じ水準」で予算を配分することは難しく、当分の間は、引き続き「徹底した節減・平準化」に取り組むべきである。

- ・ 「経済・雇用対策」への予算の重点化など、今後とも、「予算配分」に工夫を凝らすとともに、あらゆる事業について、その効果や手法を再度点検すべきである。
- ・ 事務事業の選択に当たっては、限られた財源の中、県内経済や県民生活への「寄与度」を十分検証し、ニーズの高いものから効率的に実施すべきである。

#### ⑥ 民間などとの連携・協働の推進

今後における施策推進に当たっては、常に県が主体となってサービスを提供するのではなく、NPOや民間企業、市町村など「多様な主体」の強みや特性を活かす連携を図るべきである。

#### ⑦ 特別会計

特別会計は、「一般会計に依存しない」適切な運営が可能となるよう、徹底した改善の取組みを行うべきである。

#### ⑧ 外郭団体

外郭団体についても、その自立が図られるよう、「県の関与の度合い」を見直すべきである。

### (3) 歳入改革

#### ① 特別会計・特定目的基金・外郭団体

当面の厳しい財政運営を乗り切るため、特別会計や特定目的基金、外郭団体について、そのあり方を総点検し、「徹底した見直し」と「財源の活用」に努めるべきである。

#### ② 県有財産

県有財産について、現在活用している施設等も含め、「売却の可否」やさらなる「有効活用」を検討すべきである。



### ③ 受益者負担のあり方

「受益者負担の適正化」や「負担の公平性の確保」について、これまでの取組み以上に、十分検討を行うべきである。

### ④ 新たな収入源の確保

新たな収入源の確保については、これまで努力を重ねてきたと考えるが、「他県における先駆的な取組み」などを参考に、さらなる工夫を凝らすべきである。

## 3. 財政状況や財政構造改革の公表、改革目標の明確化について

限られた財源の重点化を図る「財政構造改革の取組み」は、県民サービスに少なからず影響を与えるものであり、財政運営上の課題や対策について、県民や職員、市町村と情報や意識の共有を図ることが極めて重要である。

このため、県は、県民等に対し、財政状況や財政構造改革の取組みを、積極的かつ分かりやすく公表し、十分に説明を行い、認識と理解を得た上で、改革を推進すべきである。

県は、これまで、県のホームページや広報誌「県政だよりOUR徳島」を活用し、より分かりやすい情報提供に努めてきた。また、「全国型市場公募債」の導入に際し、専門機関による「格付け」において「信用力は極めて高く、すぐれた要素がある」との評価である「AA（ダブルA）」を取得するなど、様々な工夫を凝らし、県民への説明責任を果たしてきたが、引き続き、さらなる努力をすべきである。

また、新たな財政構造改革について、県民に理解を得るためには、その期間や内容、向かうべき方向性、将来における目標を明確に示すことが重要である。

## VI 徳島県の未来の創造について

「百年に一度の経済危機」により、我が国の経済は急速に減速し、企業活動や県民生活に深刻な影響を及ぼした。また、税収は大幅に落ち込み、国・地方を通じた「長期債務残高」は過去最悪の水準となるなど、国・地方財政の先行きは予断を許さない状況にある。

さらに、東日本大震災によって、我が国は、未曾有の国難とも言うべき危機に直面しており、この地震、津波の被害を乗り越え、日本全体が復興に向かうよう、全力を挙げて取り組まなければならない。

こうした状況の下、県が、将来にわたり安定的かつ的確な「行政サービス」を提供するためには、これを支える強固な財政基盤の構築が必要であり、財源不足が生じている県財政の「当面の危機的状況」をあらゆる手立てで回避しながら、着実に「財政の健全化」を推進すべきである。

県政の基本は、県民の「幸せ」を実現することであるという原点に立ち返り、徳島県の潜在力や可能性を最大限発揮させるべく、限られた行財政資源を「真に必要な行政サービス」や「将来の県勢発展を支える礎となる分野」へ重点的に配分しながら、安定的な財政基盤の構築に向けた「新たな財政構造改革」にしっかりと取り組んでほしい。

平成23年4月13日

### 財政構造改革小委員会

委 員	阿 部	頼 孝
委 員	井 関	佳穂理
委 員	加 渡	いづみ
委 員	森 田	陽 子